

無利息型普通預金

平成28年11月現在

商品名 (愛称)	無利息型普通預金
◇販売対象	法人および個人の方。
◇期 間	特に期間の定めはありません。
◇預 入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	随時預け入れできます。 1円以上 1円単位
◇払戻方法	随時払戻しできます。
◇利 息	利息はつきません。
◇税 金	利息が付かないので税金はかかりません。
◇手 数 料	キャッシュカードによる支払い等の場合には、キャッシュカード規定に定める手数料を徴求することがあります。
◇付加できる 特約事項	個人のは「総合口座」の取扱いができます。 マル優の対象ではありません。
◇中途解約時の 取扱い	_____
◇金利情報の 入手方法	_____
◇苦情処理措置・ 紛争解決措置	<p>苦情処理措置</p> <p>本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部(9時～17時30分、電話:027-360-3456、フリーダイヤル:0120-666-456(フリーダイヤルは群馬県内のみ利用可))にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置</p> <p>東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等並びに群馬弁護士会(電話:027-234-9321)が設置運営する紛争解決センターで紛争の解決等を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク統括部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)または関東地区しんきん相談所(9時～17時、電話:03-5524-5671)にお申し出ください。</p> <p>また、お客さまから、上記各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部または全国しんきん相談所または関東地区しんきん相談所にお問合せください。</p>

◇その他参考となる事項	公共料金等の自動支払および給与、年金等の自動受取りもできます。 ・預金保険制度により全額保護されます。
-------------	--

預—02

高崎信用金庫